

時効の利益の放棄 管業 H27-10-2 «#469»

【問】 正誤をつけよ。

マンションの区分所有者全員が、「**管理費債務の消滅時効の主張はしない**」旨の文書をあらかじめ管理組合に提出している場合、各区分所有者は**時効を主張することができない**。



【答え】 誤り

《ポイント》 時効の利益の放棄

時効の完成前に

時効の利益は、**あらかじめ放棄することができない**。（民法 146 条）

⇒ 時効の完成後に放棄することは、有効

《補講》

時効の利益を放棄した後は、**その時効の効果を援用することが許されない**が、**放棄後新たに時効期間が完成猶予・更新なしに経過した場合には新たな時効が完成する**。

